

なぜ、社有地での CSR なのか

生物多様性の保全には、野生の生きものが生育・生息できる土（土地）の確保が欠かせません。

今、野生の生きものが生育・生息できる土地をたまりで確保しつなげる、「生態系ネットワーク」を全国・広域圏・都道府県・市町村などのさまざまなレベルで実現することが求められています。国や地方自治体が所有している国有地や公有地だけでは、生態系ネットワークを形成していくには不十分です。

こうしたなかで、企業等の民間部門が、自ら所有する土地の自然を守り、また改善することは、人と野生の生きものが共存する国づくりや地域づくりに大いに貢献し、企業の社会的責任を果たすことにつながります。

CSR (Corporate Social Responsibility) : 企業の社会的責任



社有地における取り組みの現状

企業を対象としたアンケート調査※によると、現在、企業が所有する自然環境の豊かな土地の総面積は、回答が寄せられたものだけでも、約 92 万 ha あることがわかりました。これは鹿児島県や青森県とほぼ等しい面積になります。企業にとってこうした社有地は、生物多様性の保全への貢献にとどまらず、地域との関係づくりの場、社員への福利厚生や環境教育の場となるなど、さまざまな利点があることがアンケートの結果からわかりました。

※環境省請負調査「平成 15 年度 企業における環境教育のためのナショナル・トラスト事例等実態調査報告書」より

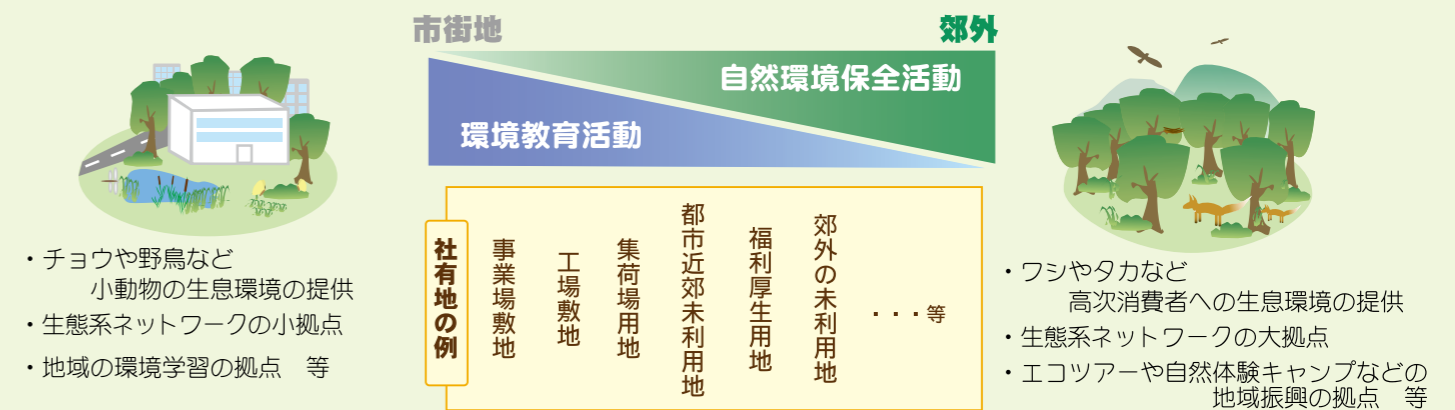
立地条件に応じた活用の考え方

企業の所有する社有地には、市街地から郊外に至るまで、多様なタイプがあります。またその現況や面積もさまざまです。

生物多様性の保全を目的に社有地を活用する場合、その立地と提供可能な面積に応じて、大きく 2 つの方向性が考えられます。ひとつは貴重な動植物が生育・生息できるように自然環境の保全や改善に重点をおくもの、もうひとつは社員や地域住民を対象とした環境教育に重点をおくものです。

社有地の活用に向けた検討事項

1. 自然環境保全および環境教育活動の推進の方向性
2. 地域のどの主体と協働し、参加を呼びかけるか
3. 具体的なプログラム



事業所用地を活用した事例

取り組み内容

工場敷地の一角に、地域の自然をお手本に野生の生きものが生育・生息できる空間、ビオトープを整備しています。このビオトープには水辺エリア、草地エリア、樹林エリアの 3 つのエリアがあります。ビオトープがある敷地と工場の間には新たにフェンスを設け、近隣住民がビオトープに自由に出入りができるようにしています。



九州積水工業（株）

取り組み主体

社内にビオトープ委員会を設置し、各部署から自薦他薦により委員を募集しています。また地域住民との協働を目指し、まずは地域住民が参加できるイベント等を実施することによって、地域の環境教育の場となることを目指しています。

郊外の社有林を活用した事例

取り組み内容

所有する社有林の一部を社員や一般向けに生物多様性の大切さなどを学ぶための環境教育の場として活用しています。また人工林の一部では、将来的に天然林状態へと誘導していくような維持管理の手法も推進しています。



三井物産（株）亀山社有林

取り組み主体

社有林を管理する CSR 推進部が、生物多様性の保全等も念頭におきながら、社有林の管理運営方針を立案しています。森林管理専門の子会社や森林組合等と社有林の整備・管理を実施しつつ、環境 NGO 等とも協力して社有林内での環境教育プログラムの実施・運営も行っています。